

2014年8月1日
在ジュネーブ領事事務所

当館和文呼称の変更：「在ジュネーブ領事事務所」

本年8月1日付で、当館の和文呼称が「在ジュネーブ出張駐在官事務所」から「在ジュネーブ領事事務所」に変更になりました。なお、仏文名称「CONSULAT DU JAPON A GENEVE」、英文名称「CONSULATE OF JAPAN IN GENEVA」は従来通りで、領事サービス等の当館の業務についても変更はありません。

今回の和文呼称の変更を一つの契機として、当館は、領事サービスの向上・改善に努め、在留邦人の皆様の利便性を高めたいと考えております。ご意見やご要望がありましたら、お気軽にご連絡ください。

< メールアドレス : consulate@br.mofa.go.jp >

(以上)